

個人別明細書の記入方法

第十七号様式別表 (用紙日本工業規格A5) (第十条関係)

4 給与と支払報告書(個人別明細書)	※										※種別					※整理番号					※																																																										
	※区分										(受給者番号)					(個人番号) ②					(役職名)																																																										
	住所 ①										氏名 ③					(フリガナ)																																																															
	種別					支払金額					給与と所得控除後の金額 (調整控除後)					所得控除の額の合計額					源泉徴収税額																																																										
	給与・賞与					内 千 円					千 円					千 円					内 千 円																																																										
	源泉控除対象配偶者 の有無等					配偶者(特別) 控除の額					控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)					16歳未満 扶養親族 の数					障害者の数 (本人を除く。)					非居住者 である親 族の数																																																					
	有 従有					千 円					特定 人 従人					老人 内 人 従人					その他 人 従人					特別 内 人 人					その他 人 人																																																
	④					⑤					⑥					⑦					⑧					⑨					⑩																																																
	社会保険料等の金額					生命保険料の控除額					地震保険料の控除額					住宅借入金等特別控除の額					内 千 円					千 円																																																					
	⑬-1					⑭-1					⑪																																																																				
(摘要)																																																																															
⑫																																																																															
生命保険料の金額の内訳					新生命保険料の金額					⑬																																																																					
住宅借入金等特別控除の内訳					住宅借入金等特別控除適用数					居住開始年月日(1回目)					⑪-2					住宅借入金等特別控除区分(1回目)					⑪-3					住宅借入金等年末残高(1回目)																																																	
					住宅借入金等特別控除可能額					⑪-1					居住開始年月日(2回目)										住宅借入金等特別控除区分(2回目)					住宅借入金等年末残高(2回目)																																																	
(源泉・特別)控除対象配偶者					(フリガナ) 氏名					配偶者の合計所得					⑤-1					国民年金保険料等の金額					旧長期損害保険料の金額					⑭																																																	
					④-1															基礎控除の額					⑲					所得金額調整控除額					⑳																																												
控除対象扶養親族					1 (フリガナ) 氏名					1 6歳未満の扶養親族					1 (フリガナ) 氏名					5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																																																											
					個人番号										個人番号																																																																
					2 (フリガナ) 氏名										2 (フリガナ) 氏名																																																																
					個人番号										個人番号																																																																
					3 (フリガナ) 氏名					い					3 (フリガナ) 氏名					5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																																																											
					個人番号										個人番号																																																																
					4 (フリガナ) 氏名										4 (フリガナ) 氏名																																																																
					個人番号										個人番号																																																																
					未成年者					外国人					死亡退職者					災害者					乙欄					本人が障害者					寡婦					ひとり親					勤労学生					中途就・退職					受給者生年月日																								
					⑰																																																																										
支払者					個人番号又は法人番号					(右詰で記載してください。)					就職					退職					年 月 日					元号					年 月 日																																												
					住所(居所)又は所在地																																																																										
					氏名又は名称																																																																										
(電話)																																																																															

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

① [支払いを受ける者] の住所の欄は、

- ・令和4年1月1日現在、実際にお住まいの住所を確認のうえ記入してください。
- ・実際にお住まいの住所と、住民登録の住所が異なる場合は、2段書きなどで、住民登録の住所もあわせて記入してください。

② 「個人番号」の欄は、

- ・提示された「マイナンバー」を記入してください。

③ 「氏名」の欄は、

- ・カタカナで必ずフリガナをつけてください。

■ 控除区分については、

年末調整の際に、扶養される方が、どの区分の扶養控除に該当するのか、個人番号、生年月日等を確認のうえ、中段の欄に記入してください。

④ 「(源泉・特別) 控除対象配偶者」の欄は、

- ・配偶者控除若しくは配偶者特別控除の対象者の氏名を記入します。
- ・配偶者の生年月日を確認のうえ、配偶者控除対象者であれば有の欄に「○」また70歳以上に該当すれば老人の欄に「○」を記入してください。
- ・中段左側の④-1 (源泉・特別) 控除対象配偶者の欄にマイナンバーを記入してください。
- ・給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることはできません。

⑤ 「配偶者(特別) 控除」の欄は、

- ・配偶者控除若しくは配偶者特別控除額を記入します。
- ・配偶者の合計所得額を確認して、控除した金額を記入してください。
- ・この欄に配偶者特別控除額を書かれる場合は、中段の中央にある⑤-1 配偶者の合計所得の欄に、所得金額の記入が必要です。必ず収入金額でなく所得金額を記入してください。
- ・給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
※配偶者控除と配偶者特別控除は重複して受けることはできませんので、ご注意ください。

⑥ 控除対象扶養親族の「特定扶養」の欄は、

- ・年齢19歳以上23歳未満の扶養親族の方の人数を記入してください。
- ・中段左側の⑥ 控除対象扶養親族の欄に氏名とマイナンバーを記入してください。

⑦ 控除対象扶養親族の「老人扶養」の欄は、

- ・70歳以上に該当する扶養親族の場合は、「人」の欄に人数を記入し、同居されている方が直系尊属に該当する場合には「内」の欄にも人数を記入します。
- ・中段左側の⑦ 控除対象扶養親族の欄に氏名とマイナンバーを記入してください。

⑧ 控除対象扶養親族の「その他」の欄は、

- ・配偶者控除、特定扶養、老人扶養及び年齢16歳未満の扶養親族以外の方の人数を記入します。
- ・中段左側の⑧ 控除対象扶養親族の欄に氏名とマイナンバーを記入してください。

⑨ 「16歳未満扶養親族の数」の欄は、

- ・16歳未満の扶養親族がいる場合は、人数を記入します。
- ・中段右側の⑨ 16歳未満の扶養親族の欄に氏名とマイナンバーを記入してください。
※毎年、「16歳未満扶養親族の数」の記入漏れが多く見受けられます。この記入漏れがあると、児童手当等へ影響がありますので、忘れずに記入していただくようお願いします。

⑩ 「障害者の数」の欄は、

- ・扶養親族が特別障害者であれば、「特別」の「人」の欄に人数を記入し、同居されている場合には「内」の欄にも人数を記入します。
- ・扶養親族が普通障害者であれば、「普通」の「人」の欄に人数を記入してください。

特別障害者の方が同居されている場合には、左の「内」の欄にも人数を記入します。

- ・この「障害者の数」の欄は、配偶者及び16歳未満を含む扶養親族の内数になりますので、お間違えのないようお願いします。

⑪「住宅借入金等特別控除の額」の欄は、

- ・税務署から通知してある控除証明書により算出し控除した住宅借入金等特別控除の額を記入してください。
- ・⑪-1の「住宅借入金等特別控除可能額」には適用する可能額の合計額を記入してください。
- ・⑪-2の「居住開始年月日」には、この控除の適用を受けた家屋で居住を開始した年月日を記入してください。この年月日は、控除証明書と同じ日付になることに注意してください。
- ・⑪-3の「住宅借入金等特別控除（区分）」には、控除の種類を表しており、一般住宅・認定住宅・特定増改築などの区分を記入します。「認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除」で場合には、区分欄に「認」を、「特定増改築等住宅借入金等特別控除」である場合には、区分欄に「増」を記入してください。それ以外の場合は、「住」となります。また、その住宅の取得等が消費税及び地方消費税が8%の税率で課税されている「特定取得」に該当する場合は、区分の後に（特）と、その住宅の取得等が消費税及び地方消費税が10%の税率で課税されている「特定取得」に該当する場合は、区分の後に（特特+）、と記入してください。
- ・この控除の適用を受ける数が、1つある場合は1回目の記載欄に、2つある場合は2回目の記載欄に、3つ以上ある場合は摘要欄に記入してください。

※住宅借入金等特別控除の額がある場合は、所得税で控除しきれない部分について、一定要件のもと、市県民税での控除を行います。市県民税での控除額を計算する場合、「住宅借入金等特別控除の額」の欄は、必ず記入してください。適用区分や居住開始年月日によっては、控除を受けられない場合があります。

⑫「摘要」欄は、

- ・令和3年の途中で退職され、その後年内に再就職された方のうち、新しい会社で年末調整をされた場合は、合算した会社名、給与等の支払金額、社会保険料額、所得税の徴収税額を必ず摘要欄に記入してください。
- ・「特別徴収を行わないことができる者」であれば、普通徴収申請書に記載してある略号「A」「B」「C」「D」「E」「F」を記入してください。
- ・本人の合計所得金額が1,000万円を超え、配偶者控除の適用は受けることはできない場合でも、配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当するときは、「摘要」欄に記入してください「例：氏名（同配）」。

⑬「生命保険料の金額の内訳」の欄は、

- ・⑬-1を算出した生命保険料の控除額の各種保険料支払金額の記入してください。

⑭「旧長期損害保険料の金額」の欄は、

- ・⑭-1を算出した地震保険料の控除額に、旧長期損害保険料の支払金額があれば記入してください。

⑮「中途就・退職」の欄は、

- ・令和3年の途中で、就職又は退職した方には、該当する欄に丸をつけ、その年月日を記入してください。

⑯「受給者生年月日」の欄は、

- ・未成年や同姓同名の方との判別に必要ですので、必ず記入してください。

⑰「障害者」「寡婦」「ひとり親」「勤労学生」の欄は、

【令和2年分より変更】

- ・本人が「障害者」「寡婦」「ひとり親」「勤労学生」などの欄に該当する場合は、「○」の記入してください。

⑱「給与所得控除後の金額（調整控除後）」の欄は、

【令和2年分より変更】

- ・給与所得控除額が改正されておりますので、変更点に注意し記入してください。
- ・給与収入850万円を超える場合、所得金額調整控除が創設されています。

⑲「基礎控除の額」の欄は、

【令和2年分より変更】

- ・合計所得金額が、2,400万円を超過した場合の基礎控除金額32万円、16万円・0円を記入してください。

⑳「所得金額調整控除」の欄は、

【令和2年分より変更】

- ・給与収入金額が850万円を超え、本人、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者である、あるいは本人に23歳未満の扶養親族がいる場合、所得金額調整控除を記入し、⑱の給与所得控除後に減額調整してください。